平成２４年（フ）第５７４号
横浜市磯子区磯子６丁目36番８号
債務者　別井　真人
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６７０号
横浜市港南区野庭町635番地　野庭住宅１棟305号
債務者　須永　高志
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７８４号
横浜市鶴見区小野町27番地９　グリーンキャピタル鶴見302
債務者　桃原　宏明
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７８５号
横浜市鶴見区小野町27番地９　グリーンキャピタル鶴見302
債務者　桃原伊生子
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８１６号
横浜市南区南太田１丁目11番13―412号
債務者　稲村　重光
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８９３号
横浜市中区長者町２丁目６番地７　ライフレビュー横浜関内スクエア207号室
債務者　加藤　　進
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８９４号
横浜市中区長者町２丁目６番地７　ライフレビュー横浜関内スクエア207号室
債務者　加藤　京子
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９０６号
横浜市港北区錦が丘７番24号　マック菊名コート204
債務者　加藤　美幸
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９２１号
横浜市金沢区富岡西６丁目42番12号
債務者　清水　治美（旧姓高徳）
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９６８号
横浜市港南区上大岡東２丁目10番８号
債務者　平賀　正則
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９６９号
神奈川県藤沢市本鵠沼３丁目10番９号　パンシオン本鵠沼Ａ102
債務者　安藤　正美
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９９４号
神奈川県鎌倉市笛田３丁目11番23号　コートユートピアＢ203
債務者　北川登美子
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０８５号
横浜市緑区東本郷５丁目２番19号　グループホームおもとの郷東本郷
債務者　濱岡　光子
成年後見人　濱岡　欣一
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０８７号
横浜市都筑区東山田４丁目39番21号　ハイツ栗原203号
債務者　田島　隆志
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３６号
静岡市清水区三保3444番地　桜田方
債務者　三浦　藤弥
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５０号
静岡市葵区池ケ谷１番51―201号
債務者　坂本　壽嗣
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部